

信州やまなみ国スポ・全障スポ

松本市実行委員会 第1回常任委員会 (書面開催)



行こう。それぞれの頂へ。



信州やまなみ国スポ・全障スポ

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

書面表決日 : 令和8年5月12日(火)

信州やまなみ国スポ・全障スポ
松本市実行委員会 第1回常任委員会 次第

【審議事項】

(総務企画専門委員会)

第1号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市協賛取扱要項(案)

第2号議案 信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市観光・おもてなし実施要項(案)

第3号議案 信州やまなみ国スポ松本市案内所及び休憩所設置要項(案)

(競技式典専門委員会)

第4号議案 信州やまなみ国スポ松本市リハーサル大会開催基本計画(案)

(宿泊衛生専門委員会)

第5号議案 信州やまなみ国スポ松本市医療救護対策要項(案)

第6号議案 信州やまなみ国スポ松本市防疫対策要項(案)

第7号議案 信州やまなみ国スポ松本市食品衛生対策要項(案)

第8号議案 信州やまなみ国スポ松本市環境衛生対策要項(案)

(輸送交通専門委員会)

第9号議案 信州やまなみ国スポ松本市輸送・交通実施要項(案)

第10号議案 信州やまなみ国スポ松本市警備・消防防災基本計画(案)

[添付資料]

資料1 松本市実行委員会会則

総務企画専門委員会 審議事項

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、松本市で開催される「信州やまなみ国スポ・全障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 定義

この要項において企業協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発に係る物品、歓迎装飾に係る物品、大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、別に定める協賛申込書により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、別に定める協賛受領書を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等の費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの。
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等にあたると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣言する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないとするもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

(2) 前項の規定により、協賛者名を表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、事前に協議を行うものとする。

7 協賛への謝意

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載する。

8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は別に定める。

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市観光・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ・全障スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、松本市が持つ多彩な魅力に触れていただくとともに、おもてなしの提供に関し必要な事項を定める。

2 内容

- (1) 競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に、景観等に配慮した装飾を行う。
- (2) 歓迎装飾の設置期間は、施設管理者等と協議のうえ、装飾の種類や場所に応じた適切な期間とする。
- (3) 競技会係員及びボランティア等に対し、接遇意識向上のための研修会等を必要に応じて実施する。
- (4) 大会終了後の松本市への誘客を図るため、競技会場等において松本市の魅力を感じていただける取組みを実施するほか、観光ガイドブック等の配布を行う。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、観光・おもてなしに必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における観光・おもてなしについては、必要に応じてこの要項を準用する。

信州やまなみ国スポ松本市案内所及び休憩所設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市観光・おもてなし基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置に関し必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として競技開始前から競技終了後までとする。ただし、開閉会行事等を行う場合は、関係機関等と協議のうえ開設時間を決定する。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関すること
- イ 競技の案内に関すること
- ウ 宿泊、交通、観光、物産等の案内に関すること
- エ 案内資料等の配布に関すること
- オ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 会場内案内所の管理運営に関すること
- イ 大会参加者等の受付案内に関すること

- ウ 競技の案内に関する事
- エ 宿泊、交通、観光、物産等の案内に関する事
- オ 案内資料等の配布に関する事
- カ 迷子、遺失物・取得物の取扱いに関する事
- キ その他各種案内に関する事

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物等の提供に関する事
- イ その他休憩所の運営に関する事

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置に必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置については、必要に応じてこの要項を準用する。

競技式典専門委員会
審議事項

信州やまなみ国スポ松本市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

信州やまなみ国スポの競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）については、競技会の運営能力向上と市民の機運醸成を目的とし、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）の「第82回国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市競技運営基本計画」に基づき、県実行委員会、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

県実行委員会及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

原則として信州やまなみ国スポに準じて運営する。また、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、効率的な大会運営に努める。

4 内容

(1) 実施本部の設置

運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

競技運営の主管は競技団体とする。信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、競技団体との緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

(3) 式典

大会における開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、簡素化に努める。また、式典で使用する音楽は、デジタル音源等を活用する。

(4) 施設

大会で使用する施設は、原則として信州やまなみ国スポで使用する競技会場を充てることとする。また、大会の運営に必要な仮設施設については、県実行委員会、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、整備する。

(5) 競技物品

大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(6) 広報

大会を通して信州やまなみ国スポに対する市民の理解を深めるため、広報活動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送交通

大会参加者等の計画輸送については、原則として実施しない。ただし、公共交通機関の状況や、その他の事情により必要と認めるときは、競技団体、関係機関等と協議し実施する。

(10) 警備・消防

大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

5 その他

この計画に定めるもののほか、大会に必要な事項は、別に定める。

宿泊衛生專門委員会 審議事項

信州やまなみ国スポ松本市医療救護対策要項（案）

1 趣旨

この要項は「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市医事・衛生基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ（以下「国スポ」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）、医療機器、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置等を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備する。

(3) 宿舎における医療救護

国スポ関係者等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実行委員会に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費はすべて受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

信州やまなみ国スポ松本市防疫対策要項（案）

1 目的

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市医事・衛生基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ」（以下「国スポ」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施内容

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、松本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

(3) 感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

信州やまなみ国スポ松本市食品衛生対策要項（案）

1 目的

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市医事衛生基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ」（以下「国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関及び関係団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。また、従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(3) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

信州やまなみ国スポ松本市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市医事・衛生基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ（以下「国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関等と連携し、市民及び国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場等の環境美化

関係機関等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立するとともに、衛生害虫等の発生防止対策講じ、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

関係機関等と連携し、会場等におけるリユース可能な資器材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、会場地の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

(5) 宿舎の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導を行う。

(6) 飲料水の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等と連携し、水道事業者等に対し、飲料水の衛生保持のための監視・指導を行う。

(7) 動物の適正管理

関係機関と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(8) 受動喫煙防止対策

ア 指定場所以外での喫煙防止対策

競技会場等に必要に応じて喫煙所を設置するとともに、指定喫煙所以外での喫煙防止対策に努める。

イ 受動喫煙防止に対する意識の向上

関係機関等と連携し、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の向上を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

輸送交通専門委員会 審議事項

信州やまなみ国スポ松本市輸送交通実施要項（案）

1 目的

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市輸送・交通基本計画」に基づき、「信州やまなみ国スポ」（以下「国スポ」という。）における輸送交通業務の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と連携を図るとともに、関係機関及び関係団体等の協力を得て、安全かつ円滑な輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送対象者は、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による移動が困難な場合及び競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

実行委員会は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場

所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関及び関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関及び関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

実行委員会は、必要に応じて鉄道駅等に設置する案内所において、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

実行委員会は、広域配宿によって松本市以外に所在する宿泊施設等を宿舎として利用する選手、監督、競技役員等の計画輸送を実施する。

カ 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技が松本市と松本市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて計画輸送を実施する。

キ 一般観覧者の輸送

実行委員会は、一般観覧者を安全、円滑かつ効率的に輸送を行うため、計画輸送等必要な措置を講じる。

ク バス・タクシー乗降場の設置及び係員の配置

実行委員会は、輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ケ 指定下車駅等の設定及び輸送

(ア) 指定下車駅等の設定

実行委員会は、県実行委員会と協議のうえ、選手、監督、役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1箇所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、実行委員会は、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて計画輸送を実施する。

コ 輸送力の確保

(ア) 臨時バスの運行等

実行委員会は、必要と認められる場合には、関係機関及び関係団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更、停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(イ) 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

(ウ) 予備車の確保

実行委員会は国スポ期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

実行委員会は各競技会の円滑な運営に万全を期するため、警察署等の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

実行委員会は輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

実行委員会は輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理・誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

実行委員会は交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場等、周辺の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保及び開設

実行委員会は、輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て、競技会場及び練習会場の周辺等に必要な指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、計画輸送等必要な処置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

実行委員会は、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

実行委員会は、利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する者に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを明示することにより、適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

実行委員会は、国スポ期間中の交通混雑緩和及び環境負荷軽減のため、輸送対象者に対し公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、渋滞の原因となる路上駐車防止の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

実行委員会は、国スポ関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修等、必要な保全対策及び国スポ期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

信州やまなみ国スポ松本市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

信州やまなみ国スポ（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災対策については、「松本市開催推進総合計画」に基づき、競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防体制の確立を図るものとする。

2 内容

(1) 警備対策

ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）における事故・事件の防止を重点とした適切な警備対策を講じる。

イ 国スポ期間中には、関係機関・団体等の協力を得て、盗難・盗撮等の防犯対策を講じ、防止に努める。

(2) 消防防災対策

ア 競技会場等における火災その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助に関する対策を講じる。

イ 国スポ期間中の火災その他災害予防および発生時の被害軽減を図るため、関係機関・団体等の協力を得て、防火・防災意識の向上を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

松本市地域防災計画を踏まえ、大規模災害および突発重大事案の発生時には、関係機関・団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進のため、関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

3 その他

「信州やまなみ全障スポ」における警備・消防防災対策については、長野県が設置した信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会が主体となって実施する。

添付資料

信州やまなみ国スポ・全障スポ

松本市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ松本市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、信州やまなみ国スポ・全障スポにおいて、松本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 松本市を代表する者
- (2) 松本市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、松本市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、本会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関する事。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (6) その他重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、

総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 市からの負担金受入れに関する事項については、本会副会長が請求する。

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 本会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 本会は、その目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 本会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年7月24日から施行する。

この会則は、令和7年8月26日から施行する。

この会則は、令和8年3月31日から施行する。